

# 令和元年度第 1 2 回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和元年 10 月 23 日（水）	午前 9 時 30 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

# 第 1 2 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和元年 1 0 月 2 3 日 ( 水 ) 午前 9 時 3 0 分
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第 1 第 4 2 号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告について
    - 第 2 第 4 3 号議案 八王子市立いずみの森小中学校 ( 第六小学校 ) 校舎等解体工事請負契約の締結に関する議案の調製依頼について
    - 第 3 第 4 4 号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
    - 第 4 第 4 5 号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について
  - 4 協議事項
    - ・ 八王子市生涯学習プラン ( 素案 ) について ( 生涯学習政策課 )
    - ・ 第 4 次読書のまち八王子推進計画 ( 素案 ) について ( 図書館部 )
  - 5 報告事項
    - ・ 令和 2 年度 ( 2 0 2 0 年度 ) 新入学児童 ・ 生徒の学校選択制の抽選の実施について ( 教育支援課 )
    - ・ 不就学児童 ・ 生徒調査について ( 教育支援課 )
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 惠
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	小 山 等
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	安 達 和 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
文 化 財 課 長	菅 野 匡 彦
こ ど も 科 学 館 長	遠 藤 讓 一
図 書 館 部 長	佐 藤 宏
中 央 図 書 館 長	高 野 芳 崇

生涯学習センター図書館長  
南大沢図書館長  
川口図書館長  
指導課指導主事  
教育支援課主査  
教職員課主査  
生涯学習政策課主査  
スポーツ振興課課長補佐兼主査  
文化財課主査  
南大沢図書館主査  
教育総務課主査  
教育総務課主事  
教育総務課主事  
教育総務課嘱託員

新納泰隆  
中村東洋治  
成田俊雄  
鈴木崇央  
穴水裕  
尾下友里子  
塩澤宏幸  
青木英之  
久田伸之  
西尾敦司  
長井優治  
小山ちはる  
池上光  
古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。

本日の出席は5名でありますので、委員会は有効に成立をいたしました。

これより、令和元年度第12回定例会を開会いたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、川島弘嗣委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第43号議案ははまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

日程第1、第42号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 それでは、第42号議案でございます。八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告につきまして、担当の尾下主査から説明いたします。

尾下教職員課主査 それでは、第42号議案について説明いたします。本議案は、八王子市教育委員会権限委任に関する規則第4条第1項に基づき、教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第2項に基づき報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、2枚目でございます第42号議案関連資料に沿って説明いたします。

令和元年10月15日付異動者でございますが、図書館部におきまして、中央図書館、太田館長が行財政改革部行政管理課長として転出し、替わって行財政改革部

行革推進課、高野課長が中央図書館長として転入いたしました。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教職員課からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、本案についての御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。こちらもよろしゅうございますか。

それでは、意見等もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今議題となっております第42号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第42号議案については、そのように承認することにいたしました。

それでは、人事異動に伴う管理職の紹介をお願いいたします。

佐藤図書館部長 それでは、図書館部に転入した管理職について御紹介させていただきます。

中央図書館長の高野芳崇です。

高野中央図書館長 高野芳崇です。よろしくをお願いいたします。

佐藤図書館部長 以上です。

安間教育長 それでは、続きまして、日程第3、第44号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

清水スポーツ振興課長 それでは、第44号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、青木課長補佐より行います。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 第44号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

今回委嘱する委員は、村松直和氏でございます。現在、八王子市立小学校PTA 連合会相談役でいらっしゃいます。委員の委嘱にあたりまして、小学校PTA連合

会及び中学校PTA連合会の全体から代表者を1名御推薦いただくよう準備を進めておりまして、このほど、PTA連合会からの推薦に基づき、委嘱するものでございます。

スポーツ推進審議会は、条例により、スポーツ推進計画、スポーツ施設及び設備、スポーツ指導者の養成及び質の向上、スポーツ団体の育成などスポーツの推進に関することについて、教育委員会の諮問に応じ調査審議し、建議することが所掌事項となっております。

村松氏の委嘱期間につきましては、令和元年10月23日から令和4年6月30日までとなります。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

PTA連合会の相談役ということで良いのですか。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 良いです。

安間教育長 分かりました。

これで、15名全員定員がそろったということですね。

青木スポーツ振興課課長補佐兼主査 はい、そうです。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

それでは、御意見をいただきたいと思いますが、これもよろしゅうございましょうか。

それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第44号議案については、提案のとおり決定をするということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって第44号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 日程第4、第45号議案 八王子市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

菅野文化財課長　それでは、第45号議案　八王子市文化財保護審議会委員の委嘱についてを説明いたします。本案は、再任を10名、新任4名の各専門分野を持つ方々を委嘱するものでございます。

詳細につきましては、担当の久田主査より説明いたします。

久田文化財課主査　それでは、第45号議案　八王子市文化財保護審議会委員の委嘱について御説明いたします。

本案は、八王子市文化財保護条例第45条及び第46条の規定に基づき、八王子市文化財保護審議会委員を委嘱するものでございます。

お手元の議案関連資料、八王子市文化財保護審議会委員候補者一覧を御覧ください。裏面に、八王子市文化財保護条例の抜粋を記載させていただきました。文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存、活用に関する重要事項について調査審議し、答申を行います。定員は14名以内で、委員の任期は3年でございます。

次に、候補者について御説明いたします。議案関連資料の表面を御確認ください。新たに委嘱する委員の任期は、令和元年11月1日から令和4年10月31日までの3年になります。今回、文化財に関し、広くかつ高い識見を有するこちらに記載した14人の方を候補者といたしました。

説明は以上でございます。

安間教育長　只今、文化財課からの説明は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

笠原委員　特に、異論を唱えるものではないのですが、一応、念のために、男性、女性の比率を教えてくださいませんか。

久田文化財課主査　候補者一覧を御覧ください。女性につきましては、岩橋清美委員、それから中村ひろ子委員の2名になります。あとは男性になります。

安間教育長　よろしゅうございますか。

他に御質疑はございませんか。

こちらは、14名までということなので、これはいっぱいいっぱいを選んでいるということですね。

久田文化財課主査　はい。

安間教育長　よろしゅうございますか。

それでは、御意見をいただきたいと思いますが、こちらもよろしゅうございますか。

それでは、お諮りをいたします。

只今議題となっております第４５号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって第４５号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　それでは、続いて、協議事項となります。

八王子市生涯学習プラン（素案）についてを議題に供します。

本件について、生涯学習政策課から説明願います。

安達生涯学習政策課長　それでは、八王子市生涯学習プラン（素案）につきまして御説明いたします。

現行の八王子市生涯学習プランにつきましては、令和２年３月をもって計画期間が終了することから、新たな生涯学習プランの策定に向けて取り組み、このたび、素案として取りまとめましたので、協議事項として御意見を賜りたいと存じます。

詳細は、主査の塩澤から説明いたします。

塩澤生涯学習政策課主査　それでは、お手元の資料Ａ４判・１枚の八王子市生涯学習プラン（素案）についてと八王子市生涯学習プラン（素案）の冊子を、あわせて御覧ください。

まず、計画期間につきましては、令和２年度から令和６年度までの５年間となります。

続きまして、このたびの新プランの策定にあたりまして、３点の策定の視点と６点の施策の方向性を定めています。

まず、新プラン策定の視点です。素案冊子の１７ページをお開きください。視点の　は、全てのライフステージに応じた、切れ目のない学びです。人生１００年時代を見据えたライフサイクルの中で、一人ひとりが乳幼児期から高齢期まで、生涯

にわたって誰もが自らの意思によって学べる環境づくりを推進します。

続きまして、18ページを御覧ください。視点は、「学び」と「活動」が循環し、地域社会に還元する学びです。学びで習得した知識や技能・経験を、地域活動やボランティア活動、PTA活動のほか、就労などの活動に活かし、さらに、新たな学びへと循環させ、その成果を地域社会に還元します。

続きまして、19ページを御覧ください。視点は、地域社会全体でつながり、広がる学びです。生涯学習関連施設や学校施設、大学などの教育資源を活用し、地域市民や市民団体、企業などの様々な主体が連携・協働し、学びを地域全体に広げます。

続きまして、6つの施策の方向性です。素案冊子の20ページと21ページを御覧ください。

まず、(1)の社会人の学び直し(リカレント教育)です。人生100年時代と言われる中、人生をより豊かに送るため、学校を卒業した社会人をはじめ、若者も高齢者も、生涯にわたって学びたいときに、いつでも学び始められ、活動に活かすことのできる環境づくりを進めます。

続きまして、(2)の若者の学び、高校生・大学生等の活動の支援です。若者の社会的自立に向け、生涯学習の観点から支援するとともに、高校生などによる地域課題解決型学習をはじめ、学生らが地域社会で活躍できるよう支援します。

次に、(3)子どもの頃から始める生涯の学びです。子どもたちの体験活動を通じて生きる力を身に付け、将来自立した社会人となるための基盤づくりをするとともに、多世代交流や海外交流などに取り組みます。

続いて、(4)の障害者の生涯学習の推進・共生社会実現に向けた取組です。障害者が学校を卒業した後も、自ら学び、誰もが社会の一員として、人との関わりを持ちながら活躍し、豊かな人生を送れるよう支援します。

次に、(5)の地域で子育てと子育て家庭を応援です。家庭環境の多様化などで、保護者の中には、自ら相談することが難しい人もいることから、保護者同士のつながりや地域の人とのつながりができるよう、取組を進めます。

続いて、(6)の生涯学習における学校、家庭、地域等との連携です。学校施設を生涯学習の視点で捉え、学校と地域がお互いに連携・協働し、地域の人たちが活

躍することにより、子どもたちにとっても地域にとってもメリットとなるよう、取組を進めてまいります。

続きまして、22ページを御覧ください。基本理念は、現行のプランと同じく「市民・地域とともに高めあう 学びのまち八王子～みんなが まなぶ いかす つながる～」です。

基本施策は3点ありますが、23ページに、プランの施策の体系図にありますとおり、基本理念のもとに3つの基本施策があり、そのもとに9つの施策の展開、そして、28の具体的な施策で構成しています。

続きまして、24ページと25ページを御覧ください。こちらでは、ライフステージごとの生涯学習のイメージを示したものになります。

そして、27ページ以降に、施策の展開ごとに具体的な施策と取組例を記載しています。

それでは、A4判の1枚の資料に戻りまして、裏面の下になります。4の今後のスケジュールについてですが、明日、10月24日には素案を政策会議に付議し、12月には市民の皆様からの御意見をいただくパブリックコメントの手続きを経て、令和2年3月の新プラン策定・公表と進めていきます。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、生涯学習政策課からの説明は終わりました。

まずは、本件についての御質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

1点、ちょっとお伺いしたいことがあります。例えば20ページと21ページ、見開きの部分ですね。(3)のところに、子どもの頃から始める生涯の学びというのと、21ページの(6)で、生涯学習における学校、家庭、地域等との連携という、こういう項立てがあるのですけれども、(6)のほうは、読むところ、生涯学習において、学校等の施設利用みたいな感じのことが書かれてあるのですけれども、この(3)の子どもの頃から始める生涯の学びという中に、学校との連携というのでしょうか、そういうソフト面での連携とか、学校教育と生涯教育との連携のような、そういう記述というようなものがもう少しなくて良いのかなという、そういう質問なのですけれども、それはいかがでしょうか。

安達生涯学習政策課長 確かに学校施設だけでなく、生涯学習活動と学校教育での活動とのソフト面での連携というのをどのように位置付け、記載するかというのは、正直なところちょっと悩んでいるところではあります。それで、今回、このような記載になったというところなのですけれども。

伊東委員 子どもの頃から始める生涯の学びは、かなり大きな感じで学校教育で学んでいる、学習指導要領で学ぶ内容も、子どものころから学んでいる学びであるので、ここで出てくる子どもの頃から始める生涯の学びというものの整理というか、あるいは関係性とか、そういったものを少し分かりやすく書かれたらどうかという、そういう質問です。

安達生涯学習政策課長 確かに、例えば、北海道の白糠町との交流では、3泊4日、小学生5・6年生と一緒に生活する中でお互いの地域を学び、そして、交流の中で、色々な体験をして成長していくというようなプロセスを実際にやっており、異学年の交流を通して学校ではしにくい学びができていますのでそういう内容を、生涯学習活動の中で、子どもたちに学びが提供できるというところをうまく整理していきたいと思います。

安間教育長 他に御質疑がなければ、協議に入らせていただきたいと思います。

では、質問もひっくるめて、本案に関する協議を始めたいと思います。

今の伊東委員からの御指摘は、やはり前々から教育委員会でも課題になっておりますとおりで、学校は学校、生涯学習は生涯学習というふうに縦割りしないで、考えてみれば、子どもたちが勉強しているというのは一緒なわけだから、学校の学びが、例えば、今年、令和になったところで、百人一首に触れましたよね。また、例えば、図書館で、令和コーナーを作りましたね。ああいうのとつながっていくとか、そういうようなことを、我々は横の連携で考えていかなければいけない。そういう意味で言うと、ここに一行、二行、学校での学びをつなげていくというような表現というのはあって良いのではないかなと。それが伊東委員の御意見だろうと思います。

他に、各委員の方から、他の関連でも結構でございますから。

柴田委員 御説明ありがとうございました。

先ほどの伊東委員の御指摘はとても重要だと思うのですけれども、子どもの頃か

ら始める生涯の学びというところで、例えば、このたびの学習指導要領で、プログラミングの教育が全面的に導入されるということになっていまして、学校現場ではきっと、どのように、どの時間にプログラミング教育を実施して良いかとか、どういうやり方であるかということ、今考えていると思います。

そういうところで、生涯学習の分野が培ってきたさまざまな体験講座のノウハウを学校に伝えるとか、そういったちょっと学習指導要領の内容と連携するような形で、今よりも一歩踏み込んで子どもたちの学びの基礎を作るといような文言がしっかりと入っても良いのかなというふうな印象を持っております。

安間教育長     ありがとうございます。

他に各委員の方から、御意見、ここはございますか。

笠原委員     丁寧な施策、ありがとうございます。

私が考えたかったのは、施策の（４）ですかね、障害者の生涯学習の推進・共生社会実現に向けた取組というところで、まず、大きな考え方として、今、この時点で共生社会という言葉は、今はまだ必要だと思うのですけれども、将来的にはこれすら要らない。本当に一緒にやれるというのは、やっぱりどうしても、今のこの時点で、まだこれは健常者目線だと思うのです。健常な人がどうやって障害者を支援するかみたいな感じになっていて、そうではないだろうと。障害がある人たちは、中途障害者もいますし、生まれてからずっとという方もいらっしゃいますが、それが自分であるので、自分らしさをどうやって表現できるかというところに教育というものを得られるということがすごく大事なことでして、本来、先ほど、安間教育長もおっしゃっていましたが、生涯学習政策課が多分、こういうことはある程度考えなければいけないことなのだと思うのですけれども、その障害者である人たちが教育を受けたいと思った時に、そこに我々がどうやって受け皿を用意してあるか、用意できるかということであると思います。

本当に、前々から申し上げますが、障害というものが多分、多岐にわたってきていると思うのですね。これは医療の発展とともに、例えば目が悪い、耳が悪い、こういったことに関しては、かなり一般化できてきているかもしれませんが、それでも、色々な聴覚障害者、色々な視覚障害者がいらっしゃる。身体障害もやはり、知的障害もやはり、発達障害などに至っては、どの部分がどうまずいのか、ど

ううまくいっていないのかというのは本当に千差万別であると。それに、今この時点で、全ての教育のバリエーションをぱっと用意するというわけにはいかないし、それから各年代全てに、全部の障害に用意する、それは難しいと思いますが、何か問題を抱えてきた人が、子どもや成人やおじいちゃん、おばあちゃんが来た時に、それに応じられる素地を作るといようなイメージというのが、これに何とか組み込んでいただけると良いのかなと思っています。

具体的に申し上げますと、例えば文言の中で、23ページの障害がある人の生涯にわたる多様な学びの支援と書いてあるのだけれども、この支援という考え方が、どうも何か、ちょっとそぐわないのかなという感じが、私はしています。やはりそれに応じられる力というか、そういうものを潜在的に作っておかないと、多分臨機応変にいかない。本当に障害のある方が、自分はこれをやりたいと思ってきた時に、何かこれはないのですと言われてしまうと、ああ、がっかりというようなことになりかねないので、何とか応じようとする素地みたいなものを、このプランの中に織り込んでいただけると良いのかなと、ちょっとと思っています。

意見です。

安間教育長 例え、語尾を提供とかだったら最高ということですね。

笠原委員 はい。

伊東委員 色々言ってしまうて申し訳ないのですけれども、前々から、この生涯学習プランの話の中でしたかどうか、ちょっと記憶はないのですけれども、やっぱり社会の変化というのが、非常に急激に起こっていると。例えば、グローバル化とか、あるいはICT化、AIとか、それから少子高齢化。

我々も大学でよく、2030年の社会を見据えて色々教員としてのあり方を考えていかなければいけないとか、そういうことを学生たちに指導しているのですけれども、生涯学習においても、やはりこの内容というのは本当に、当然、当たり前のことだと思うのですけれども、これからの社会の変化ということをどのように見据えて生涯学習プランを作っているかというところが、少し何かあっても良いのかなという感じはしております、今からできる何か追加する文言なんかで、もし、そういうものが可能であれば、情報化社会、情報化というかICT化とか、グローバル化とか、あるいは少子高齢化とか、何かそういった表現がどこかにあっても良

いのではないかという、それは意見ですので、ちょっとお考えいただければと思います。

安間教育長 事務局のほうで、どれくらい訂正可能、一行、二行とか、何か入れかえたりとか、文言をブラッシュアップするくらいはできますよね。

安達生涯学習政策課長 まずは庁内でもこれから御意見をいただき、さらにブラッシュアップしていきたいという、そういう段階であります。それで、12月のパブリックコメントでも市民の方々からも御意見をいただくということがありますので、まだブラッシュアップしていきたいと思います。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございますか。

川島委員 すみません。先ほど、伊東先生もちょっとおっしゃっていた21ページ(6)の生涯学習における学校、家庭・地域等との連携です。地域運営学校になったということで、地域から学校に入り込むという形は、皆様御存じのとおり、だんだん進んでいっているのは分かるのですが、今、ここでおっしゃっている地域の方が学校へ協力する一方通行ではなくて、その逆のパターンです。学校と地域が連携し、協働して、地域の方が活躍するって、何となくぼやけているような、具体的なイメージがわかなくて、どういうことができるのでしょうか。また、逆に、学校から地域に対して何ができるのだろうか、何かもし、具体的な思いがあるのであれば、ちょっと教えていただけたらなと思います。

安間教育長 事務局のほうで何かありますか。

安達生涯学習政策課長 今の段階で、具体的にはちょっと、すみません。

柴田委員 今回の川島委員の御発言に関しまして、多分、ここで言いたいということは、地域学校協働活動で地域の方が学校に協力をするのだけれども、そこで、その場が地域の住民の方にとっての生涯学習の場となるというような解釈で、そこで住民の方たちも学ぶ、何かのモチベーションであるとか、仕掛けとか、そういうものをコーディネートする側が積極的にこれからは作っていくということが求められると思いますので、そういったことが表現できるような文言があれば良いのかなというふうに思いました。

それから、あともう1点よろしいでしょうか。

安間教育長 はい。

柴田委員 確認なのですけれども、最近、色々なこういう政策の文書で、障害の「害」という字が平仮名のものが見られるのですけれども、そういったものの統一は必要ないのでしょうかということと、例えば性別という言葉が、例えば34ページのところの施策の12番に、性別や国籍にかかわらない社会参画につながる学びとありますが、性別と言わないで、今、LGBTなどの課題があるように、男女の性別だけではないので、例えば「性や」とか、「別」という字を取るとか、そこにはジェンダーということも含まれると思いますので、そういった文言調整などを御一考いただければと思いました。

以上です。

安達生涯学習政策課長 ジェンダーの「性」のほうは、検討させていただきます。

あと、障害の「害」の字については、八王子市において、この「害」の漢字を使うという統一的な方針が出ていますので、それにのっとりてこれを使わせていただくということになります。

安間教育長 他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。

総じて、争点になったのは、このライフステージごとの生涯学習のイメージを作ったのは物すごく良いことだろうな、ああ、つながっているなというのがよく分かるのだよね。良いことだろうなと思いますけれども、恐らくポイントが、小・中学生の学齢期のところと、社会人の青年期のところなのではないかなと。御意見の中に、特に、小・中学生の学びというのが、これはどうしてもここで各施策というと、こんなこともやっています、こんなこともやっていますという完全な外側の幾つかのメニューが書かれているだけになっているんだけど、やっぱり本質的には、結びつきなのでしょうね。今、指導課のほうで、例えば、宇宙の学校もここに載っているわけけれども、理数教育の中の1つとして宇宙の学校が位置付くような体系を作っているわけで、だから、やっぱりこの小中学生のところは、学校の学びというのは1つ、先ほども話題になりましたけれども、ポイントになっているのではないかなと思います。

もう1つ、社会人なのですね。社会人の学び直し情報の提供は、いかにも寂しいなど。確かに社会人というと、会社だとか仕事をして、その仕事関係のことで色々

なことを学んだりしているから、生涯学習をしているのは間違いないのですけれども、どうなのでしょう。私がイメージしているのは、これからの日本人、ずっと先ですよ、というのは、なんか会社人間で、会社だけでずっと生きてきて、家は寝るだけ、食べるだけなんていう時代ではなくて、私がそういう人生を送ってきたから、今、寂しい思いをしているのですよ。地元に戻って家の近くに行っても、中学校時代の友達数人と飲むぐらいで、地域活動だとか何とかに、要するに接点がないような形で。

だけど、これからの時代、特に八王子の場合は、仕事にも行くのだろうけれども、帰ってきた自分の住んでいるまちだとか、そういうところとの関わりなんていうのは、もっと豊かにあって良い町なのではないかなという気がするのですよ。

だから、そういうので言うと、この社会人のところも、何か知識を教えるとか、それだけではなくて、先ほども柴田委員からも話がありましたけれども、地域の行事に参加する、その仕方だとか、そういうようなきっかけを作るだとか、そういったことも良い生涯学習の施策になるのではないかなという気がいたしますので、もし時間等があったら、今日の協議で各委員の方から出た御意見で、具体的なものはこれからやるのでしょうかけれども、こういう視点を忘れていないぞということだけでも数行入れるとか、もしくは文言を変えとか、そのような工夫をしてみたいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上の協議を踏まえて、事務を進めていただきたいと思います。

安間教育長 続いて、関連するのでしょうか、第4次読書のまち八王子推進計画（素案）についてを議題に供します。

本件について、図書館部から説明願います。

中村南大沢図書館長 第4次読書のまち八王子推進計画（素案）につきまして、担当の西尾主査より御説明いたします。

西尾南大沢図書館主査 それでは、第4次読書のまち八王子推進計画（素案）について、御説明をさせていただきます。

本日は、こちらのA4判の表紙の資料と素案の冊子、それから、冊子の下につい

ております A 3 判の概要、こちらの 3 種類の資料を使用して説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、A 4 の資料を御覧ください。

1、趣旨と 2、これまでの審議経過でございますが、生涯学習審議会からの答申、教育定例会、読書のまち八王子推進連絡会議の御意見をもとに、関係所管へのヒアリングを踏まえまして、このたび、第 4 次読書のまち八王子推進計画（素案）としてまとめてまいりましたので、その内容について協議にかけていただきたいと思っております。

3 以降につきましては、素案の冊子と A 3 の資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、A 3 の概要版でございます。

本計画の趣旨でございますが、第 3 次読書のまち八王子推進計画が令和元年度をもって期間満了となりますことから、第 4 次「子供の読書活動推進に関する基本的な計画」や学習指導要領の改訂、読書バリアフリー法の制定など、国の動向や人口減少・高齢化の進展、情報通信手段の普及・多様化などの社会情勢の変化を踏まえまして、第 4 次読書のまち八王子推進計画として策定を行うものであります。

次に、素案の 3 ページをお開きいただければと思います。こちら、本計画の位置づけでございます。A 3 判の資料と並べながら見ていただくと分かりやすいかと思います。本計画は、読書のまち八王子の実現に向けまして、全市を挙げて取り組むための事業実施計画であり、上位計画として、八王子市基本構想・基本計画（八王子ビジョン 2022）がありまして、教育振興基本計画、生涯学習プランなど、関連する計画との整合を図っております。また、本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律におけます、市町村子ども読書活動推進計画を含む計画としており、国の第四次「子供の読書活動推進に関する基本的な計画」も反映しております。

なお、本年 3 月 18 日に生涯学習審議会からいただきました答申では、身近に図書館がないこと、中高校生の不読率が依然高いレベルであるということ、公共図書館と学校図書館との連携、支援が必要な方に対する配慮が必要であること、さらに、読書を通じた市民の学び直しへの支援や市民の交流を促す取組について、御意見をいただいたところでございます。

以上のことを踏まえまして、本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5か年とし、社会情勢の変化や進捗状況等より見直しをすることといたします。

次に、第3次計画の主な取組と成果ですが、素案の4ページから6ページにわたります。乳幼児から高校生までを子どもと位置づけまして、ブックスタート事業を初め、季節ごとのイベントや読書感想画・感想文コンクール、学校図書館への団体貸出などの取組を行ってまいりましたが、本年度に導入した学校図書館システムの活用や、学校図書館とのさらなる連携など、今後進めていくべき取組が残っております。

また、6ページの生涯読書活動推進といたしまして、身近な読書環境整備のため、地区図書室の図書館化、多摩26市で初めてとなる電子書籍サービスの導入、郵便局との包括連携事業などを進めてきましたが、人生100年時代の到来が予測される中、さらに生涯読書活動の推進を充実していく必要がございます。

次に、読書活動を取り巻く現状でございますが、素案の7ページから12ページになります。ここでは、国の法整備や計画の策定状況、子どもの不読率の現状、市の図書館の利用状況、図書館の利用に支援が必要な市民の状況の4つに分けて整理をしております。

特に、8ページから11ページまでは、市の図書館の利用状況につきまして整理をしております。18歳以上の市民の67.7%は1年間に1度も図書館を利用しておらず、そのうち30.0%の方が図書館まで遠いことを理由としており、引き続き身近な図書館の整備が課題となっております。

また、素案8ページの下グラフを見ていただきますと、図書館の実利用者、こちらの登録者のうち、1年に1回以上の資料貸し出しをした方ですが、その状況が、10歳、20歳、それから45歳、70歳を中心とした年代山がございます。その一方で、小学校高学年から高校生の年代では利用が下がっており、子どもの不読率と同様な傾向があることが分かります。

さらに、12ページを御覧いただきますと、高齢者の増加に伴いまして、介護が必要な高齢者、認知症高齢者も増加傾向にありまして、図書館に通いたくても通えない高齢者や認知症高齢者への支援が課題となっております。

これらの現状と審議会、連絡会議の御意見を踏まえまして、素案13ページに、

本計画で解決すべき課題を整理いたしました。全ての世代の切れ目ない読書活動支援、身近な読書環境の整備、人生100年時代における学び直しの支援や関係団体との連携、多様化する図書館ニーズへの対応の検討やユニバーサルデザインに基づく読書環境の整備を主な課題としております。また、読書のまち八王子を推進する上での基盤となります司書やボランティアなどの人材育成や、市民への情報発信の工夫なども必要となってきました。

続いて、素案14ページ以降に、これらの課題を解決するための計画の全体像と施策の展開、計画の推進体制などを記載しております。14ページの基本指針といたしましては、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめるまち八王子といたします。こちらは、平成16年に策定された読書のまち八王子推進構想に基づくもので、3つの基本方針と共通方針で構成をいたします。

素案の16ページに、計画の体系がございます。3つの基本方針はそれぞれ、いつでも、どこでも、だれでもに対応する形でまとめてございます。

まず、基本方針1、すべての世代への切れ目ない読書活動支援では、乳幼児期から高齢者に至るまで、切れ目ない読書活動支援を行ってまいります。特に不読率の高い中高校生に向けては、ビブリオバトルや職場体験、選書作業を経験していただき、読書の大切さや読書の楽しさを知ってもらいたいと考えています。

また、図書館利用の低下する社会人につきましては、大人向けの資料を図書館司書が選書をし、3冊から5冊程度のセットにして貸し出しを行う大人向けのぶっくぱっく事業や、子育て世代への読書案内や情報提供などの充実などにより、読書活動支援を進めてまいります。

次に、基本方針2、つながりによるサービスの展開では、図書館と関連が深い地域や学校関連団体、また、他市の図書館等と連携し、身近な読書環境を整備していきます。

繰り返しですが、平成30年度市政世論調査では、図書館を利用しない理由のうち、30%の方が身近に図書館がないことを挙げています。また、図書館には、地域の情報拠点、交流やつながりを生む場としての役割も求められているところでございます。このようなことから、学びの場、地域の情報拠点としての機能、例えば郷土資料の収集、デジタルアーカイブ化などを進めるほか、図書館と関連がある団

体や大学との連携を図るとともに、イベントへの参加や協力など、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、基本方針3、だれもが快適に読書に親しめる環境の整備でございますが、本年6月に読書バリアフリー法が制定されたことから、さまざまな障害がある方でも利用しやすい読書環境が求められております。また、障害者や高齢者のみならず、さまざまな理由で図書館に来られない方でも、読書に親しめる環境の整備が求められています。そこで、本計画では、電子書籍の拡充や障害者向けの音訳資料の充実、また、高齢者向けには宅配サービスや高齢者施設への団体貸し出しなどの充実を図るほか、老朽化が進んでおります中央図書館など施設改修等も視野に入れ、読書に親しめる環境を整備してまいります。

さらに、外国人市民が増加傾向にある中、行政情報など生活に必要な情報の多言語化や、日本人市民の多文化への理解を深める取組など、多文化サービスの推進にも努めてまいります。

最後に、これらの基本方針のベースとなる取組を共通方針としてまとめたところでございます。こちらの取組につきましては、図書館司書のレファレンス能力の向上を図るほか、研修の充実、ボランティアの養成などの人材育成を進めてまいります。

また、図書館の情報が市民に十分伝わっていない現状に鑑みまして、世代に応じて情報媒体を選択していくなど、効果的な情報発信を工夫してまいりたいと考えております。

最後に、A4の資料にお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、明日10月24日、政策会議に付議をしまして、12月には文教経済委員会に報告をさせていただきます。また、12月から1月にかけてパブリックコメントの実施をいたしまして、2月の教育委員会定例会でその結果を御報告させていただきます、3月に計画の公表というスケジュールになっております。

第4次読書のまち八王子推進計画（素案）の説明につきましては以上でございます。

安間教育長 只今、図書館部からの説明は終わりました。

まず、本件について御質疑はございませんか。

伊東委員 説明ありがとうございました。私は、2点お伺いをしたいのですけれども。

まず、基本方針のキャッチフレーズ「いつでも、どこでも、だれでも」という大変耳触りの良い言葉なのですが、いつでもというのはどういうふうに捉えたら良いのか。24時間図書館をやっているという意味ではない。だから、いつでも、どこでもという、どこでもというのはちょっと。図書館に行かないといけないわけなのですけれども、これは多分、電子書籍なんかで見られるということだと思っておりますけれども、いつでもというのは、本当にこの言い方をして大丈夫なのかということが1点。

それから、公文書なんか、八王子市がこれまで色々作成した公文書というのは、図書館で見ることができるのかとか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

安間教育長 いつでもというものの具体的なイメージですね。

中村南大沢図書館長 いつでもというのは、やはり先ほど、伊東委員がおっしゃられました電子書籍のほうも視野に入れながら、私どもは考えております。

西尾南大沢図書館主査 公文書につきましては、例えば、行政情報、今回、この策定する計画でございますとか、他の所管の計画でありますとか、そういったものは、今、図書館のほうには所蔵はされております。それから、全ての公文書を今、図書館で所蔵しているということではないという状況です。

安間教育長 他に御質問等はございますか。

よろしければ、本件についての協議に入りたいと思います。

本案について御意見をいただいきたいと思っております。いかがでしょうか。もちろん、御質疑が入っていただいて結構です。

伊東委員 ありがとうございます。図書館を整備するとか、読書活動を推進するというのは、とても大切なことだと思うのです。直近のOECDの国際学力調査のPISSA(学習到達度)調査でも、日本人は、日本の子どもたち、特に義務教育修了段階の子どもたちは、科学的リテラシーとか、数学的リテラシーはOECD諸国で1位なのですけれども、読解力が6位であるというふうに言われて、読解力に課題があるという、そういう話ですけれども、読解力との関連でいくと読書活動は大変重要なので、ぜひ、この読書のまち八王子推進計画というのをもっともっと充実をしていただきたいなというふうに思います。

その中で、先ほどのいつでもとか、どこでもということについてはお伺いいたしましたけれども、やはり、電子書籍の拡充というのはとても重要であるというふうに思っておりますので、特に、八王子のように非常に広域のところでは、今後、数年後、図書館というものがどうなっているか分かりませんが、電子書籍というものはもっともっと普及していくと思いますので、電子書籍の拡充に対して積極的に推進をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

安間教育長     ありがとうございます。

他の委員からございましょうか。

笠原委員     質問が含まれるのですけれども、学校図書館との連携みたいなものというのはどこら辺で考えているのか、ちょっと施策の中で分からなかったので教えていただきたいこと。というのは、学校に訪問すると、やはり司書さんがもうちょっといてくれると良いなという御意見が割とどこの学校でも多くて、そういう連携のことがどうなのかということ。

それから、例えば、どこかの町で、不登校の子たち、学校に行けなくて苦しいのだったら図書館においでとって声をかけたというところがありましたけれども、そういった義務教育期間の子たちが、あるいは高校生を含めてですけれども、学校へ行くべき時間に図書館に行くというのは、早く学校へ行きなさいではなくて、受け皿としてそういう考え方があるのかというようなことを、ちょっとお聞きしたいです。

中村南大沢図書館長     まず、1点目の学校図書館との関連ですが、素案の16ページを見ていただければと思います。上から2番目の2、小・中学生というところの5番目に学校図書館との連携事業ということで、学校図書館と、ここで色々と連携をしていきたいと考えております。

2点目の居場所というのですかね、子どもがいられるような、これについては、9月2日につきましては、そういうコーナーというのですか、居られるような場所を施設によっては提供しているということもございますので、それについては、受け入れているという状況になっております。

笠原委員     9月2日だけですか。

中村南大沢図書館長 9月2日というのは例として出しております、通常、来ていただければ、中央図書館であれば、学習スペースみたいな形で部屋のほうは提供するよう、準備しております。

安間教育長 長期休業の終わりのほうも一定期間というような事業をやる予定でいるなんということを、どなたか説明できる方はいますか。

大日向指導課長 子どもの居場所として図書館も考えられますので、それ以外の学校に行けない子どもたちの居場所の所管を集めて、共通したチラシを学校に配ったりとか、また、そういう所管が集まって話し合いをして、子どもたちが平日の昼間、制服を着てその場所に居ても、居させてほしいというような共通認識を持つ会議を早々に開きたいというふうに考えております。

安間教育長 他にございましょうか。特によろしゅうございましょうか。

先ほど、伊東委員から鋭い質問があって、「いつでも、どこでも、だれでも」と言っている以上、こういうことを想定していますということは、説明したほうが良いかもしれません。

それと、今もお話があったけれども、今後、このどこでもとか、だれでもとか、いつでもみたいなものを具現化する上で、サードプレイスになるような場所を、可能な限りですよ、当然施設には限界があるわけだから、本を貸し出しできる場所、書庫とかなんか、それは厳重に管理しなければいけない部分もあるから、それはしようがないのだけれども、例えば、自分で本を持ってきてのんびりできるような場所なんていうのができる限り提供できると、この理念に合ったような取組ができるのではないかなと。どこかで、何かそういうのを作ってもらいましたよね。由木でしたっけ、紹介してください。

佐藤図書館部長 由木中央市民センター図書館を開設するにあたって、今の地区図書館の休館期間が1か月ほど出てしまうというのがございます。その間、やはりそこで自習をしていた方とかがいらっしゃるのですけれども、そういう方に対するケアをきちんとしていく必要があるだろうというところもございまして、由木中央市民センターの中にそういった場所を別に設けるといようなことで、そこは対応させていただくことにしています。

そういう来やすい場所というのでしょうか、図書館の中にも求められる部分もご

ございますし、他の施設と連携していく中でそういった施設を作っていくという、そういう必要があるかなというふうに思っています。

安間教育長　ぜひ、そういった考え方を持っているのだというのは、推進計画の中で明確にうたってください。全体的にそんな場所ができるわけではないですよ、建物には限界があるから。だけど、教育委員会の我々5人とすると、そういうような考え方を常に持っていますよということだけは、どこかに打ち出してもらえるとありがたいですね。

恩方の図書館は、そういう場所というのはあるのですか。

川島委員　私は恩方なのですけれども、恩方市民センターも昨年、地区図書室から図書館という形でやってございます。自習する子どもたちは実際にいるのですね。いるのですけれども、それはやはり図書室、図書館の中ではなくてロビーのところ、机が置いてありますので、そこで自習をしたりとか、2階のほうにもロビーのところ、机があるので、そこで自主学習はしていますね。暗い中でも文句を言わずにやっている、ぱっと電気をつけるとびっくりして、ありがとうございますと云ってくるのです。

やっぱりそういう場所は、本当はどこかの部屋とかを開ければ良いのでしょうかけれども、実際、貸し出しにはお金もちょっとかかるものですから、その辺は予算の関係等は考えていかなければいけないのかなと思います。

1点、これは、地区図書室の貸し出しのものとか、そういうものはここには入っていないですよ。図書館だけですよ。

西尾南大沢図書館主査　地区図書室の貸し出しに関しましては、今回、方針の2のところ、色々な機関との連携というものを、ページで言いますと24ページですけれども、「図書館と関係のある団体などとの連携による読書のまちづくり」と。そこで明確に規定をしていきたいと思えます。

川島委員　そういうことではなくて、今後というか、これからそうしていきますよということだと思えるのですけれども、例えば、今まで何冊借りられたよだとか、年齢的にこの世代がというふうな情報がいっぱい検証されていますけれども、そこには、図書室で借りた人はカウントされていないのですか。

西尾南大沢図書館主査　そうですね。今回の図書館の統計の中には、地区図書室のデ

ー夕というのは入っていない形になっています。

川島委員 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、実際には、もうちょっとちゃんと読んでくれている小さなお子さんも、多分、大分いらっしゃるのかなと思います。

すみません、以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

他に、よろしゅうございますか。

それでは、これまでの協議を踏まえて、事務を進めていただきたいと思います。

安間教育長 続いて、報告事項となります。教育支援課から2件続けて報告願います。

山田教育支援課長 それでは、まず、令和2年度新入学児童・生徒の学校選択制の抽選の実施について、御報告いたします。

詳細につきましては、穴水主査より御説明いたします。

穴水教育支援課主査 それでは、御報告いたします。令和2年度新入学児童・生徒を対象とした学校選択制につきましては、9月2日に学校選択希望者の提出を閉め切りました。提出された学校選択希望票を集計した結果、小学校では第三小学校で、中学校では第五中学校、横山中学校、檜原中学校、宮上中学校の計4校、小・中学校合わせて5校で抽選が必要な状況となっているため、本日は、抽選の実施についての報告となります。

抽選の実施につきましては、学校施設の状況を考慮するとともに、今後の転出や転入の状況、私立小・中学校などへの入学を過去の実績に基づき予測した結果、抽選が必要であるとの判断に至りました。

各抽選対象校の状況につきましては、資料の項番2の(1)抽選対象校、抽選対象者数及び当選予定者数を御覧ください。

初めに、第三小学校は、受入予定数95人に対しまして、入学希望者数113人となっております。この113人のうち、通学区域内にお住まいの方、指定校変更承認基準に該当する方の95人は抽選除外者となりますので、残りの18人が抽選対象者となります。第三小学校は、受入予定者数95人に対しまして、抽選除外者数が既に95人となっておりますので、補欠登録者18人の順位を決定する抽選を

実施いたします。

中学校では、第五中学校が、受入予定数の180人に対しまして、入学希望者数226人となっております。この226人のうち、通学区域内にお住まいの方、指定校変更承認基準に該当する方の144人が抽選除外者となりますので、残りの82人が抽選対象者となります。第五中学校では、抽選対象者が82人に、当選予定者数36人、補欠登録者数46人として抽選を実施いたします。

同様に横山中学校では、抽選対象者51人に、当選予定者数15人、補欠登録者数36人として、檜原中学校では、抽選対象者数29人に、当選予定者数10人、補欠登録者数19人として、宮上中学校では、抽選対象者数69人に、当選予定者数50人、補欠登録者数19人として、それぞれ抽選を実施いたします。

抽選は、(2)、(3)のとおり、令和元年11月2日、土曜日、9時から、八王子市教育センター大会議室・第三研修室で、抽選対象校5校の抽選を順次行います。

(4)の抽選方法につきましては、抽選対象者に公開での抽選を実施する旨の通知を月曜日に発送いたしました。抽選当日は、職員が抽選棒を引き、抽選対象者から当選者及び補欠登録者の順位を決定いたします。

引き続き、抽選前日まで状況を確認し、当選予定者の調整を行ってまいります。

報告は以上となります。

安間教育長 只今、教育支援課からの報告は終わりました。

本件について御質疑をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

私のほうから、この教育委員会の席ですので、少し自分なりの考え方を述べておきたいのですが、本来、学校選択制というのは、学校の教育内容の質の向上を目指して切磋琢磨すると、そういった目的で始まって、それは始まった当初、一定の刺激があり、学校にとっても効果があったという部分はあったのですが、今現在、こうなってくると、義務教育として地域の子どもたちを受け入れるのが本来の公立小中学校でありまして、勘ぐった言い方をすると、第三小学校、第五中学校、横山中学校あたりは施設設備の問題が大きいのではないのかなと。さらに言えば、宮上中学校が、今年入学希望者数がこれだけ増えたというのも、給食の関連であると。

そうすると、本来の学校選択制の趣旨ではないところでこの選択性が活用されているというような実態も、決めつけてはいけませんけれども、やはりあるのではないかなと。私自身は、学校選択制がある意味、時代の流れとともにここで限界が来ている部分があるのではないかなということを強く感じています。

これは事務局のほうに確認なのですが、受入予定数というのは絶対に無理をさせていませんよね。例えば、横山中学校は、しょうがないから踊り場のところを仕切って教室を作ったりしていますよね。ああいうのもひっくるめて、限界を超えた受入予定数ではないですよ。この受入予定数というのは、学習環境がちゃんと保てるように、入れられるだけ入れた数字ではないですよ。

山田教育支援課長　そのとおりです。今回は、学校のほうにもヒアリングを行いまして、決定したような状況になっています。

安間教育長　ぜひ、そこは死守してください。と同時に、学ばなければいけないのが、例えば、第五中学校だとすると、浅川のあたりから第一中と比べた時に、こちらのほうが近いのではないかと、そういう子がどれぐらいいるのかどうか。それと、横山中の場合には、陵南中との境のところから横山中のほうが近いから選んだという人がいるのではないかと。例年、檜原中はこうやって多くなっていますよね。これの理由も、もしかすると、私は、地域の近さであるとか、そういったものではないかなという気がしているので、そこを明確に、今年は明らかにしておいてもらいたい。それをデータにして、中学校の学区割りの時の緩衝地帯というものの設定だとか、学区の設定だとかいうところのバックデータに、ぜひしてもらいたいというふうに思いますので、そのデータはそのデータとして残してもらいたい。

ただ、一方で、私が申し上げたとおり、きれいな学校、給食がある学校という部分でこの選択性が使われているのだとするならば、私は、抜本的な見直しが必要だというような考え方を持っていますけれども、他の教育委員さんで、何かこれについて意見がおありの方はいらっしゃいますか。急に聞いてもあれでしょうけれども、なければ、よろしいですか。

ぜひ、事務局のほうでは、これは明確なデータですから、一人ひとりに聞かないと分かりませんではなくて、外側からのデータで分かることはありますから、ぜひ、明確にしておいてください。

それでは、本件、報告として承らせていただきます。

安間教育長　引き続き、教育支援課から報告願います。

山田教育支援課長　それでは、続きまして、不就学児童・生徒の調査について、御報告いたします。

詳細につきましては、穴水主査より御説明いたします。

穴水教育支援課主査　それでは御報告いたします。御報告する内容につきましては、学校教育法第17条、就学させる義務の督促に関する調査についてとなります。

初めに、調査の方法につきまして御説明いたします。資料の項番3、(1)不就学児童・生徒の調査の方法についてを御覧ください。まず、新入学児童・生徒の就学事務につきましては、入学の御案内、学校選択制の御案内、就学時健康診断の通知、入学通知書を各御家庭に郵送しております。転送不要で郵送することで居住確認も兼ねており、戻着した場合は、現地調査や入国管理局への出入国審査を実施し、状況により、子ども家庭支援センターなど関係機関に連絡し、連携して調査を行っております。

また、10月から11月に実施している就学時健康診断の未受診者については、小学校が家庭訪問をして状況を確認しておりますが、こちらも同様に、状況により、入国管理局への出入国調査や子ども家庭支援センターと連携して調査を行っております。

そして、3月の保護者から各学校への入学予定連絡票の提出により、入学時の最終確認を行っております。提出がない場合は、現地調査、入国管理局への出入国調査などを実施して、所在、就学先の確認をしております。

平成31年度新入学児童・生徒の状況につきましては、資料の項番2を御覧ください。小学校1年生は、4月7日現在で就学先が確認できない児童が7名おりましたが、先ほどの調査の結果、入国管理局調査により、出国6名、市外への転出が1名で、10月1日現在、就学先が確認できていない児童は0名となっております。

中学校1年生では、4月7日現在で就学先が確認できない生徒が11名おりましたが、同様に入国管理局調査により、出国10名、市外への転出1名で、10月1日現在、就学先が確認できていない生徒は0名となっております。

次に、市外からの転入児童・生徒の就学事務につきましては、資料項番3の(2)を御覧ください。市への住民異動の転入届にあわせて、学齢児童・生徒がいる場合は、学齢簿の編制を行っております。

届け出の際に、就学通知書の発行など、就学手続をせずに帰宅された場合などによって就学先が確認できない時は、転入前の区市町村への確認、就学先確認の通知、現地調査、市民課への実態調査依頼、入国管理局への調査依頼、関係機関への連絡を実施し、就学先が不明な児童・生徒が発生しないようにしております。

今後も、就学手続の際に聞き取りや調査を徹底し、就学先が不明とならないように取り組んでまいりたいと思っております。

報告は以上となります。

安間教育長 只今、教育支援課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんか。

笠原委員 こういう子たちの中に、かなり生活上、劣悪な状況に置かれている子がいるのではないかとということも含めて、大事なことだと思っております。ここに出国された方が小学生6名、中学生10名、これは出国したということで、日本にいないというふうに考えて良いのかと思うのですけれども、転出がそれぞれ1名ずつおられて、ちょっと確認なのですけれども、最後の印のところに、就学先が不明の場合の対応で、転入前の市町村へ確認するというのが、逆に転出した側からあるのだと思うのですけれども、この問い合わせはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

山田教育支援課長 小学校1名、中学校1名、この2名につきましては、特に、転入側からの問い合わせというのはなかった状況です。

笠原委員 とすれば、恐らく転入した先、転入先というか、新しく入ったところがどこかにあって、そのところはどこかがちゃんと把握しているというふうに考えれば良いのでしょうかけれども、これが宙に浮いてしまっている可能性というのは、今のところないのでしょうか。

山田教育支援課長 そうですね。確かに、私どもも確認しなくてはいけないような状況はあるのかもしれないのですが、転出先でも同じように住民票の届け出というのをするような形になってまいりますので、丸っきり就学しないということになって

きますと、私どものほうにも、やはり問い合わせがあるかと思しますので、現状ではないというところで判断をして、就学をしているのだろうというような形にしています。

笠原委員　ということは、転出という、これはもちろん学籍の転出になるのでしょうかけれども、住民票がちゃんと異動しているかとか、そういうことというのは確認が取れるものですか。

山田教育支援課長　すみません。こちらの転出という表記は、住民票も動いているというふうな形になっています。

笠原委員　住民票も動いている。

山田教育支援課長　はい。

笠原委員　わかりました。ありがとうございます。もちろん、私が考えるのは、多分、すごくレアなケースばかりのことを考えてしまうのですけれども、転出しました、住民票も移しましたとあって、転出先で当然学校に行っていない、転入手続を取っていないというような親御さんは、ごくわずかかもしれませんが、色々な意味で劣悪な条件にある御家族がいて、そういう手続が取れないというような方もいることはあるので、そのお子さんの学籍が宙に浮くというのは、本当にあってはいけないことだと思うのですけれども、本当にごくまれに、ないことはないですね。例えば、保護者がそういうことを伏せておきたい、転居・転出を伏せておきたいなんという時に、子どもが学校に行っていないから、どうせ不登校だからとか言って、学校にアクセスしていないとか、あるいは、元外国籍の方なんかでそういう手続に疎いということも含めて、どこに行ったらいいのか分からなかったからと言ってほったらかされてしまうとか、そういうことがない話ではないので、そういうことがどうやったらこういうことを確認できるのかなと思いつつながら、今、伺っていたのですけれども、八王子市がすることはしていると思うのですけれども。

安間教育長　悪いほうに想像すると確かに、八王子市は転出してしまったから、もうその後は関係なかったのだからこうなりましたなんというのは、もちろん、当然、受け入れた市区町村が一番の問題になるのでしょうかけれども、こういう手続は、では、何で確認しなかったのですかというようなことぐらいは、やっぱり我々のほうにも問い合わせとか何かがあるのかもしれないななんという嫌な予感が、確かにする事

例です。

1名ぐらいだったら、その区市町村に電話の一本でも入れて、何月何日、何々小学校、何々中学校に在学したことを確認とか、何かメモを残すだけでも丁寧な対応になるのかななんて思いますから、ちょっと今のは事務局のほうで、できるかできないか相談をしてみてください。

伊東委員 一応、不就学であっても、例えば小学校でも中学校でも、どこかの学校に入学、あるいは就学した形になっているのであれば、転出という形になって、受け入れた学校から前籍校には、指導要録の照会通知をくださいという、そういう転出入事務は学校間の中ではあるはずなのです。

安間教育長 それは転出入した時ですよ。この場合、新入学。とすると、要録を作っていないのではないですか。

伊東委員 要録は作っていないのですか。

安間教育長 まず入学していないから。

伊東委員 入学していないから。なるほど。でも、一応、その学校に籍はある形になっているのではないですか、不就学の場合は。

安間教育長 就学予定校というのはあるのだろうけれども、就学はしていないのではないかな。

伊東委員 していないのですか。学籍がないということですよ。では、不登校という形でもない。

安間教育長 そうです。

柴田委員 不登校だと把握してもらえ。

伊東委員 そうなのですよ。

ということは、不就学の子どもである場合には、学校の校長は不就学していない子どもの部分まで把握できないのでしょうか。

安間教育長 学校はそうですね。ただ、市内にそのまま住んでいらっしゃるお子さんならば、本来ならばA小学校に就学すべきだけれども、その手続をしていないなとかいうのは分かりますよね。

穴水教育支援課主査 こちらの2名のお子さんについては、我々も現地に行って、もう既に別の方がお住まいになっているとか、あるいは、もう家が売りに出されてい

るという状況で、住民票の実態があってないものですから、そちらの資料の下から3行目になりますが、市民課への実態調査を依頼しているところです。

ですから、八王子に実際にお住まいになっていないという状況で、居住不明なものですから、そちらの調査をお願いしているということです。

安間教育長 なるほど。ということは、市としてできる情報の範囲にも限界があるわけですね。それ以上は、もう追っかけようがないものですよ。

ただ、転出というふうに言い切っている以上、どこに行ったのかというぐらいは分かっていますよね。

穴水教育支援課主査 そこが分からないです。

安間教育長 そういうことなんですね。なるほど。そうか。では、先ほど、私、相手方に電話してなんて軽く言ってしまったけれども、電話先が分からないということですか。

設楽学校教育部長 今回のケースは今のお話ですと、現地に行って、住んでいる実態がないということで市民課のほうに実態調査の依頼をして、転出先が判明しない場合でも、そこに住んでいる実態がないということで、住民票は職権削除されるというケースもあるので、そうなりますと、どこにお住まいでいらっしゃるのか、転出先が不明であるという場合もございます。

ただ、転出先が分かる場合には、当然、先ほど教育長からお話がありました、数が少ないのであれば、その転出先の教育委員会に問い合わせをして、メモぐらいは残しておくということも、今後検討していきたいなというふうには思っております。

安間教育長 分かりました。

どうもこれは、ここで、我々だけで決めることは無理そうなので、課題意識として我々も持っていますし、また、事務局のほうも持っているということで、継続して、もうちょっと大きな、国全体とか、そういうふうな政府の話になってくるのですかね。

それでは、報告事項として、本件を、承らせていただきたいというふうに思います。

安間教育長　　それでは、他に何か報告する事項等がございますか。

設楽学校教育部長　事務局から1件、台風19号に伴う学校施設等への被害に係る災害復旧に向けた対応状況について報告がございますが、意思形成過程のため、非公開で報告をさせていただきたいと思います。

安間教育長　　災害復旧に向けた対応ということなので、非公開で報告するというところで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　異議ないものと認めます。

安間教育長　　これで、公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

再開は11時とさせていただきます。

【午前10時50分閉会】